

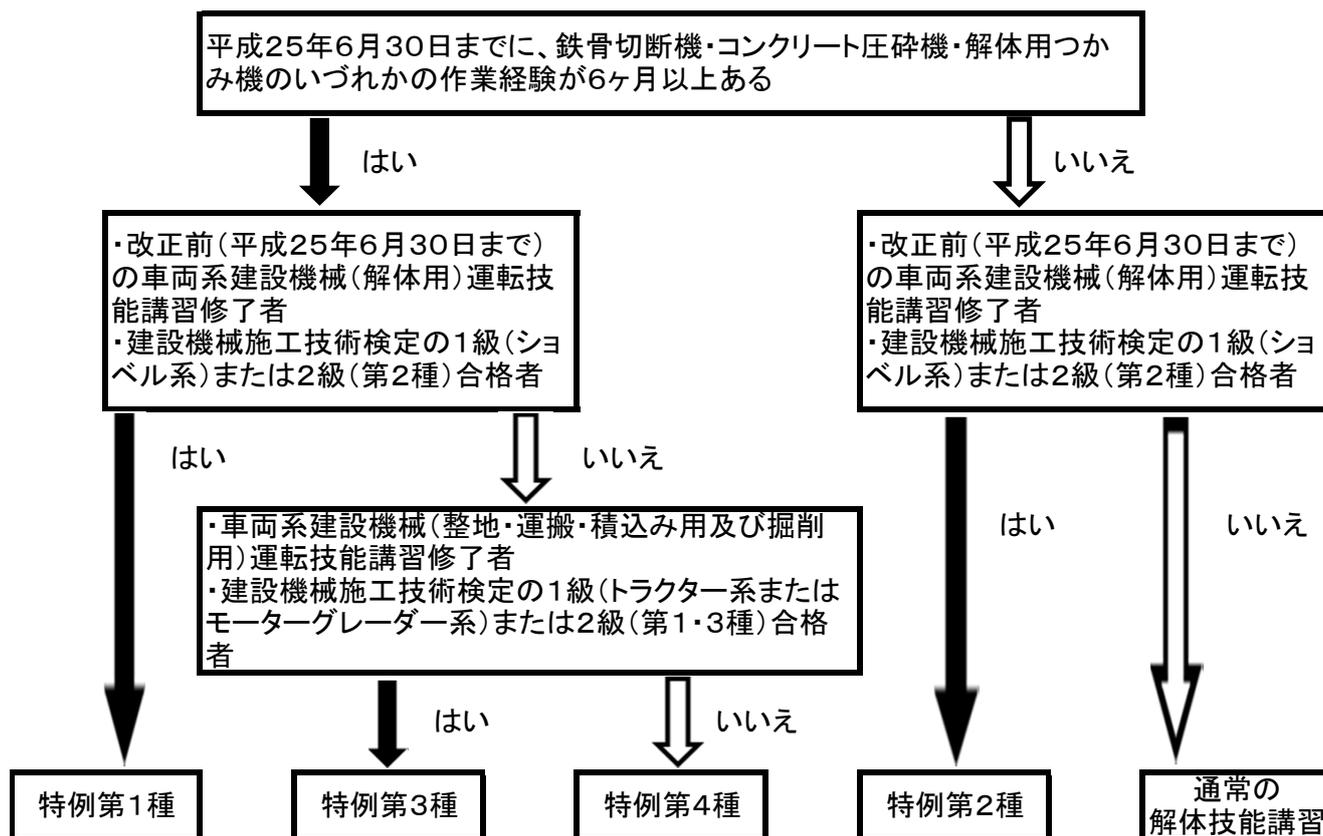
## 車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習のご案内

**解体用特例講習の実施期間は、平成27年6月30日までになっております。**

特例の受講資格を持っていても、この期間を過ぎると通常の解体用運転技能講習を受けることとなりますので、受講資格を確認の上、期間内に特例講習を受講してください。

建災防山口県支部で行う講習時間・受講料等については、下記の表をご覧ください。

### 車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習の受講資格と種類



### 建災防山口県支部が行う講習時間・受講料等

	特例第1種	特例第3種	特例第2種	特例第4種	通常の解体技能講習
講習時間	学科のみ 3.5時間		学科・実技 2日間で 4.5時間	学科のみ 7時間	学科・実技 2日間で 5時間
受講料	5,000円		15,000円		20,000円
テキスト代	1,540円				

※講習時間は修了試験時間を除く

※通常の解体技能講習は、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者が対象です。